

第2号様式（第3条関係）

大環セ第20号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 市原市五井9093番地3

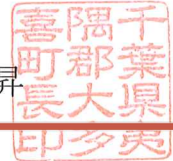
氏 名 みどり産業株式会社

代表取締役 津根 頼行

令和5年5月16日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可申請証については大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条の規定により次のとおり許可する。

令和5年5月17日

大多喜町長 平林 昇



複写無効

1 許可番号 第 23 号

2 許可期限 自 令和 5年6月21日

至 令和 7年6月20日

3 業 種 収集・運搬・保管

4 許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の廃棄物関係法令を遵守すること。
- (2) 許可の対象とする事業の範囲は、大多喜町内の事業所等から排出される一般廃棄物の収集・運搬とすること。
- (3) この許可証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- (4) 道路運送法等を遵守すること。